

# 学校法人岡崎学園役員及び評議員の報酬規程

制定 令和 2 年 2 月 22 日

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、役員及び評議員の報酬、手当及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 報酬及び手当

(報酬)

第 2 条 報酬は支給しない。

(手当)

第 3 条 手当は支給しない。

## 第 3 章 費用弁償

(費用弁償)

第 4 条 費用弁償は支給しない。

## 附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 7 年 11 月 29 日から施行する。